

令和6年度 交通災害共済 加入申込受付中

福井県市町交通災害共済は、福井市を除く県内16市町が共同で行い、共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済に家族そろってのご加入をお勧めします。

- ①共済掛金 一人年額500円(中途加入の場合も同額) ※加入は1人1口
- ②対象となる事故 日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、そのほかの事故による人の死傷
- ③共済期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※中途加入の場合は掛金納入の翌日から適用
- ④申込期限 3月28日(木)
- ⑤加入方法 加入申込書を各家庭にお届けしますので、下記のいずれかの窓口までお申し込みください。
①各区长 ②役場会計室または各事務所 ③県内福井銀行(10月末まで)

※事故にあわれた場合は、速やかにご連絡ください。

- 問合せ 総務課防災安全室 TEL0778-47-8016
今庄事務所 ☎0778-45-1111
河野事務所 ☎0778-48-2111



マイクロチップを装着した犬を迎え入れた飼い主の皆様へ

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、令和4年6月1日から販売店等の犬猫については指定登録機関にマイクロチップの装着及び所有者情報の登録が義務化されました。

それに伴い、指定登録機関に登録を行った飼い犬は、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請をしたとみなされる「狂犬病予防法の特例制度」が新設され、南越前町は令和6年1月1日から参加しています。

令和6年1月1日以降にマイクロチップを装着した犬を迎え入れた飼い主の方は、所有者情報の変更登録を右のQRコードから行っていただくと、役場での犬の登録手続きが不要になります。

- 問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

所有者情報の変更登録はこちらから▶



環境省ホームページ

犬・猫のしつけと飼い主のマナー

1 犬を飼うときの心構え

- ① 犬の登録と狂犬病予防接種(年1回)
犬の飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射の接種(年1回)が義務付けられています。
- ② 放し飼いの禁止
咬傷事故のほとんどが飼い犬によるものです。散歩をする際は必ずリードを付けましょう。
- ③ 周辺環境への配慮
他人の土地での排便や、異常な鳴き声・悪臭などにより近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

2 猫を飼うときの心構え

- ① 室内飼育 猫にとって屋外は危険がいっぱいです。快適な環境が整っている室内で飼いましょう。
- ② 不妊治療 メス猫は、生後半年で出産可能となり、オス猫は生後8～12か月で交尾可能になります。不幸な命を増やさないためにも、不妊治療をしましょう。

3 虐待や遺棄の禁止

犬や猫を虐待したり、遺棄したり(捨てたり)することは犯罪です。最後まで愛情を持って正しく飼いましょう。違反すると懲役や罰金に処せられます。

注意

- ・犬の未登録、狂犬病予防注射の未接種は、狂犬病予防法違反で20万円以下の罰金に処せられます。
- ・犬の放し飼いは、福井県動物の愛護および管理に関する条例(以下、県条例)違反で3万円以下の罰金または料金に処せられます。
- ・飼い犬・飼い猫の糞尿を放置し、周辺環境を汚して迷惑をかけた場合も県条例違反で罰則が適用される場合があります。
- ・犬や猫をみだりに殺したり傷つけた者は、動物愛護管理法違反で5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられます。
- ・犬や猫を遺棄した者は、動物愛護管理法違反で1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

- 問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

